

改正概要説明書

国名：ベラルーシ

法令名：特許法

改正情報：2011年12月22日に改正された2002年12月16日法律No.160-Z

改正概要：

1. 存続期間延長手続規定の明確化

・ 発明特許、実用新案特許、意匠特許の存続期間延長手続は存続期間満了前に行わなければならない旨を明記するとともに、発明特許について医薬品等の使用認可時期との関係で延長期間を調整し、併せて、実用新案特許の延長期間を5年から3年に短縮した(第1条(3))。

2. 創作者の記載

・ 発明、実用新案、意匠の創作者として願書に記載された者は創作者であると推定される規定を設けた(第5条(1))。

3. 職務発明の報酬に関する規定の変更

・ 従業者の発明を会社が出願せず、特許を受ける権利が従業者に属するに至った場合に、かかる特許を受ける権利につき、使用者がライセンス契約所定条件で使用できる旨の規定を設けた。また、職務発明の報酬最低額は法律で決定するという旧規定から、報酬の水準や条件を含めて閣僚会議で決定することとした(第6条(3))。

4. 意匠の出願手続要件の見直し

・ 意匠の単一性要件はロカルノ分類の同一類のグループである旨を明確にした(第15条(1))。
・ 意匠の本質的な特徴として、製品の外観、形状及び輪郭、模様等が含まれることを明記した(第15条(2))。

5. 実用新案、意匠の優先権主張の取扱いの変更

・ 実用新案又は意匠についてパリ優先権を主張する場合に優先権証明書提出期限の規定を削除した(第16条(3))。
・ 同一の発明、実用新案、意匠出願が同一の優先日を有する場合、旧規定は、送付日が最先のものの特許付与する旨を規定していたが、改正により協議制を導入し、協議が成立しない場合は拒絶するよう取扱いを変更した(第16条(8))。これに伴い、同一優先日を有する競合する出願について出願人が合意しない限り裁判所の判断を待つ旨の旧第21条(12)を削除した。

6. 特許出願の審査規定の整備

・ 発明の単一性要件違反の不備に対する応答期限を2月から3月に変更した(第18条(3))。

- ・ 予備審査での意見書提出期間は申請により 3 月延長できる旨を追加した(第 19 条(5))。
- ・ 優先権主張を伴う出願の公開は優先日を基準とする旨を明記した(第 20 条(1))。
- ・ 出願人が追加資料を要求された場合の提出期限を 12 月延長できる旨、同一人が同一発明を複数出願した場合は最先の優先日の出願に特許を付与する旨の規定を追加した(第 21 条(3)(4))。
- ・ 出願中の発明を実施した者に対する仮保護補償金の額や条件について、当事者が合意できない場合は裁判で決定できる旨の規定を追加した(第 22 条(2))。

7. 実用新案及び意匠の出願手続要件の見直し

- ・ 実用新案及び意匠の審査において提出書類に不備がある場合、出願人が追加資料を要求された場合の提出期限を 12 月延長できる旨を追加した(第 23 条(6)、第 24 条(6))。

8. 審判請求の時期的要件の変更

- ・ 審査結果に不服がある場合の審判請求期限を 3 月から 1 年に延長し、審判請求の審理期限を 4 月から 1 年に延長した(第 25 条(2))。

9. 出願変更の規定の見直し

- ・ 優先権主張を伴う実用新案出願を発明出願に出願変更した場合、変更日から 3 月以内に最初の実用新案出願の出願書類を提示すべき旨の規定を追加した(第 26 条(2))。

10. 遵守されなかった期限の更新の期限の整備

- ・ 出願人が審査において追加資料を提出すべき期限を遵守できなかったことに正当な理由がある場合にその期限を更新する際は、特許付与拒絶決定を取り消す旨の規定を新設した(第 27 条(3))。

11. 特許発行手続の具体化

- ・ 特許発行の期日を公告後 5 日と明記するとともに、同一出願人の発明及び実用新案の出願の優先日が同一である場合、先に特許付与された出願の効力を終了させる請求があった後に他方に特許付与する旨の規定を新設した(第 30 条(1)(3))。

12. 手数料規定の見直し

- ・ 手数料徴収についての旧第 31 条の条文を本法律から削除した。

13. 特許無効の効果の整備

- ・ 特許が無効にされた場合は出願時から無効であったものとみなされる旨、ライセンス契約に係る特許が無効とされた場合は無効とされた日から失効する旨の規定を追加して整備した(第 33 条(5)(6)、旧第 34 条(1)1.3 削除)。

14. ユーラシア特許と競合する場合の実施

・ ベラルーシ特許とユーラシア特許が同一発明等で優先日が同一で異なる所有者に帰属する場合、これらの実施は他の所有者の権利を遵守することを要する旨の規定を新設した(第36条(8))。

15. 公報の規定の新設

・ 公報の性質について規定を新設し、紙媒体及び電子媒体で作成する旨を明記した(第40-1条)。

16. 旧規定の廃止

・ 旧規定の失効した他の法律についての規定(旧第45条)を廃止した。

改正内容：

・ 第1条

(3)において、特許、実用新案及び意匠の存続期間延長に関する条文が追加された。

・ 第5条

(1)において、創作者が明確化された。

・ 第6条

(3)において、職務発明の報酬を受ける権利に関して明確化された。

・ 第13条, 第14条

「図面及びその他の資料」が「図面」に改正された。

・ 第15条

(1)において、ロカルノ協定の国際分類を使うことが明確化された。

(2)において、意匠の本質的特徴に関して明確化された。

・ 第16条

(3)において、実用新案又は意匠の出願に関して条約優先権主張する要件が緩和された。

(8)において、同日出願の場合、最先主義から同意主義に改正された。

・ 第18条

(3)において、単一発明違反の場合の意見書提出期間が2月から3月に改正された。

・ 第19条

(5)において、意見書提出期間の延期が認められた。

・ 第21条

(3)において、追加資料提出期間の延長が認められた。

(4)において、同一出願人、同一発明の複数出願に関して明確化された。

旧法(12)は削除された。

・第23条

(6)において、追加資料提出期間の延長が認められた。

・第24条

(6)において、追加資料提出期間の延長が認められた。

・第25条

(2)において、審判請求の時期的要件が改正された。

・第26条

(2)において、出願変更に関し明確化された。

・第27条

(3)は新設項である。

・第30条

(1)において、特許所有者への特許の発行の期日が明確化された。

(3)は新設項である。

・第31条

削除された。

・第33条

(5)及び(6)は新設項である。

・第34条

旧法(1)1.3は削除された。

・第36条

(8)は新設項である。

・第40-1条

新設条文である。

・第45条

削除された。